

# 役員等の選定方法等について（素案）

資料10

平成30年9月21日現在

	2小		3小		統合後	
選出基準	児童1人につき1回		保護者へのポイント数		保護者へのポイント数	
経験値	本部役員	2回分 (2巡目なし)	本部役員	2ポイント	役員	3ポイント
			委員長	1. 5ポイント	委員長	2ポイント
	学級委員	1回分	学級委員	1ポイント	研修委員 健康委員 地区委員	副委員長 委員
	専門委員	1回分	地区委員	1ポイント		
抽選	経験の少ない保護者から選出				ポイントの少ない保護者から優先的に選定。 ただし、役員については現2年生以上の保護者から選定する。 （役員の経験のある場合は役員の対象から免除される。）	
傾向	子どもの多い保護者の負担が増える	子どもの多い保護者の負担が減る		子どもの多い保護者の負担が減る		

※これまでの経験値は引き継ぐこととする。

※2小の本部役員経験者への免除規定である「2巡目なし」についても経過措置として引き継ぐ。